

報道関係者 各位

平成30年4月5日

【照会先】

第三部会担当審査総括室

審査官 日根 直樹

(直通電話) 03-5403-2165

ミトミ（審査再開）不当労働行為再審査事件 （平成29年（不再）第25号）命令書交付について

中央労働委員会第三部会は、平成30年4月4日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～中労委の命令を取り消す判決が確定したため、審査を再開し、改めて命令を発した事案～

中労委は、会社取締役2名が組合員Xに対して行った組合加入に関する各発言（「本件各発言」）について、不当労働行為に該当しないとして、不当労働行為の成立を認めた初審命令を取り消した（「原命令」）ところ、取消訴訟において、原命令を取り消す判決が確定したため、審査を再開し、改めて、不当労働行為の成立を認める命令を発した。

I 当事者

再審査申立人：株式会社ミトミ（兵庫県尼崎市）

従業員数5名（平成22年9月13日現在）

再審査被申立人：全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（大阪市西区）

組合員数約1800名（平成22年9月13日現在）

II 事案の概要

本件は、中労委が、Xの組合加入に関する本件各発言（「落ちるとこまで落ちたな。」等）について、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当しないとして、上記不当労働行為の成立を認めて会社に文書手交を命じた大阪府労委の初審命令を取り消したところ、取消訴訟において、上記不当労働行為の成立を認めて原命令を取り消す判決が確定したため、行政事件訴訟法第33条第2項等の規定【参考2】に基づき、審査を再開した事案である。

Ⅲ 命令の概要

1 主文要旨

- (1) 会社の本件再審査申立てを棄却する
- (2) 会社は、本件各発言と同様の行為を繰り返さない旨の文書を組合に手交しなければならない。

2 判断の要旨

(1) 本件各発言の労組法第7条第3号該当性について

会社は、平成20年11月27日、組合からXの組合加入通知を受けた。同日、取締役1名は、Xに対し、「落ちるとこまで落ちたな。ほんま、吸い取られるだけやで。ええように言われてるかも知れんけど。」「自分らの実費の交通費で、労働活動にかり出されてるみたい。」などと発言した。また、同日、他の取締役1名は、Xに対し、「自分から入ったん。誰かに誘われたん。」「誰に声かけられたん。」「いつごろ知り合ったん。」などと、組合加入の経緯を尋ねる発言をした。

本件各発言については、それぞれ、行政事件訴訟法第33条第2項の規定により、原命令に係る確定判決の趣旨（Xを組合から脱退させて組合を弱体化させるなどの影響を及ぼすおそれのある行為であるから、労組法第7条第3号の禁止する支配介入に当たる旨）に従い、労組法第7条第3号の不当労働行為に当たると認められる。

(2) 救済利益について

Xが本件各発言によっても組合を脱退することなく、組合における活動に積極的に参加しているからといって、そのことのみをもって、今後、会社が、組合に対し、本件各発言と同様の支配介入を繰り返すおそれが払拭されたとまでいうことはできない。したがって、本件において、会社による本件各発言と同様の行為を禁止する旨の命令や、同様の行為を繰り返さない旨の文書の掲示等を命じる旨の命令を組合が求めることについて、救済利益が失われたとはいえないというべきである。

(3) 救済方法について

本件当事者間における労使関係等の事情を考慮すると、本件各発言と同様の行為を繰り返さない旨の文書手交を会社に命じるのが相当である。なお、組合は、本件初審が文書手交を命じたところ、原命令に係る再審査及び本件再審査（再開）において、救済方法については特に争っていない。

【参考1】 審査再開の経緯

初審救済申立日	平成21年11月25日（大阪府労委平成21年（不）第78号）
初審命令交付日	平成23年 3月 2日
再審査申立日	平成23年 4月15日（中労委平成23年（不再）第15号）
原命令交付日	平成24年12月17日
東京地裁判決日	平成27年 8月28日
東京高裁判決日	平成28年 5月26日
最高裁決定日	平成29年 3月10日
審査再開決定日	平成29年 4月19日（中労委平成29年（不再）第25号）

【参考2】 関係条文

行政事件訴訟法第33条第2項 申請を却下し若しくは棄却した処分又は審査請求を却下し若しくは棄却した判決が判決により取り消されたときは、その処分又は判決をした行政庁は、判決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分又は審査請求に対する判決をしなければならない。

労働委員会規則第48条第1項 委員会の命令の全部又は一部を取り消す旨の判決が確定し、行政事件訴訟法第33条第2項又は第3項の規定により、委員会があらためて命令を発しなければならないときは、委員会は、公益委員会議の決定により、当該事件の審査を再開しなければならない。